

図書閲覧について



購入した電子図書は「日本道路協会」アプリまたはブラウザより閲覧いただけます。

「日本道路協会」アプリをインストールして閲覧



アプリ版の特長

- ・ダウンロード済の図書は**オフライン環境**でも閲覧可能。
- ・同時に開くことのできる図書は1冊まで。
- ・Windows、mac、iOS、androidでアプリを配信。

ブラウザで閲覧



ブラウザ版の特長

- ・オンライン環境下のブラウザでのみ閲覧可能
- ・図書のダウンロードおよびオフラインでの閲覧は不可
- ・複数の図書を同時に開くことが可能。
- ※Windows、mac、iOS、androidのブラウザで閲覧可能

「日本道路協会」アプリは、「マイアカウント注文履歴」または各ストアからインストールいただけます。
 ブラウザ版は「マイアカウント注文履歴」からアクセスいただけます。

アクセス方法① (アプリ/ブラウザ共通) **マイアカウントの注文履歴からアクセス**

アクセス方法② 「日本道路協会」アプリをインストール



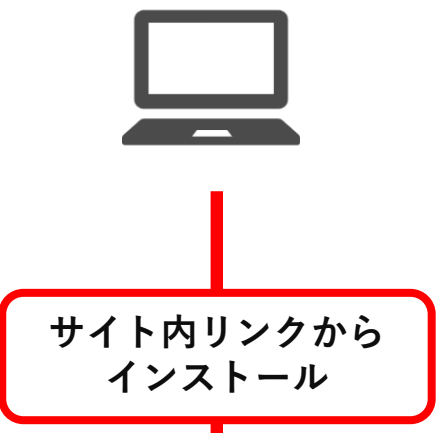
注文履歴から
ブラウザ版へ移動

アプリ起動(初回のみ
インストールが必要)



WindowsPC/ MacPC

スマホ, タブレット

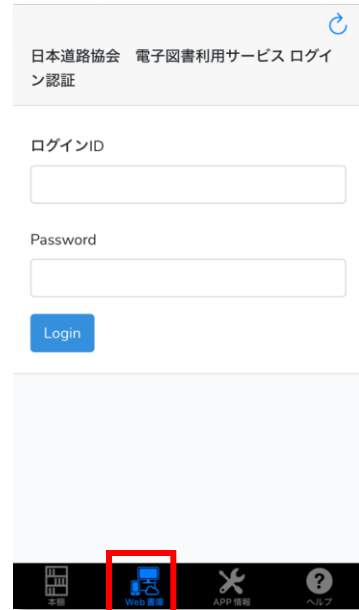


※Android端末ご利用の場合、**bookend PDF Viewer**のインストールも必要となります。

「日本道路協会」アプリ
インストール

アプリをインストールし
起動

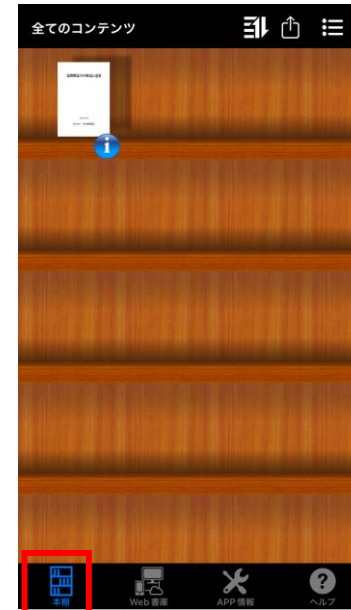
ログイン～購入した図書をダウンロード



Web 書庫を選択すると
ログイン画面に移動



Web 書庫から図書を選択
してダウンロード



本棚にダウンロード
した図書が追加

図書閲覧



図書をタップすると閲覧
が可能

図書販売サイトTOPからログイン

①TOPページ



TOPページからアカウント登録/ログインを選択

②ログインページ



アカウント情報を入力してログイン

マイアカウント～図書選択

③マイアカウント



マイアカウントから「ブラウザ版 起動」を選択

④購入済電子図書一覧ページ



該当図書の「ブラウザ版起動」を選択

図書閲覧

⑤ブラウザ版



ブラウザ版が起動し図書の閲覧が可能

機能について



電子図書閲覧サービス 主な機能について

○ = 利用可能 × = 利用不可

主な機能	アプリ		ブラウザ
	WindowsPC/macPC (※詳細はP21,22参照)	スマホ/タブレット (※詳細はP23,24参照)	WindowsPC/macPC スマホ/タブレット共通 (※詳細はP25,26参照)
1. 索引/キーワード検索機能	○	○	○
2. 目次から該当ページへジャンプする機能	○	○	○
3. テキストのコピー&ペースト機能	○	×	×
4. 図表のコピー&ペースト機能※	×	×	×
5. スクリーンショット	○	○	○
6. 印刷機能※	×	×	○
7. 付箋機能	×	○	○
8. 拡大縮小機能	○	○	○
9. フリーハンドによるアンダーライン機能	×	○	×
10. キーボード入力によるメモ機能	×	○	○
11. メモ・付箋機能の共有※	×	○	○
12. オフライン環境での利用	○	○	×

※「4. 図表のコピー&ペースト機能」の代わりに、ご利用端末の「スクリーンショット」機能をご利用下さい。

※「6.印刷機能」について、ブラウザ版では不正印刷防止のために印刷時にはアカウント情報の透かし表示が入ります。

※「11.メモ・付箋」については共有アカウント内アプリ、ブラウザ版それぞれで同期されます。アプリとブラウザ間では、付箋、アンダーライン、メモ機能は共有されません。

主な機能① 日本道路協会アプリ (windowsPC / MacPC)

2 目次から該当ページへジャンプ

8 拡大縮小

1 索引/キーワード検索

道路構造令の解説と運用令和3年版(改訂初版)
ファイル(F) 表示(V) 移動(G) スーム(Z) ヘルプ(H)

ページ: 11 / 746

サムネイル

6

7

8

9

10

11

III 道路の構造

4-4 都市計画道路における留意事項	131
第1章 道路の区分と設計速度、設計車両	
1-1 道路の区分	133
1-1-1 道路の区分の適用の考え方	136
1-1-2 道路の区分	137
1-1-3 道路の種類と種級区分等との関係	140
1-2 計画交通量と設計時間交通量	144
1-2-1 道路の計画目標年次	144
1-2-2 計画交通量	144
1-2-3 道路交通特性	151
1-2-4 設計時間交通量	156
1-3 設計速度	161
1-3-1 設計速度の意味	161
1-3-2 設計速度と走行速度の関係	162
1-3-3 設計速度の値	163
1-4 設計区間	164
1-4-1 設計区間設定の基本原則	164
1-4-2 設計区間を変更する場合の注意事項	165
1-5 出入制限	168
1-5-1 出入制限の定義とその種類	168
1-5-2 普通道路の出入制限	171
1-5-3 小型道路の出入制限	172
1-6 設計車両	173
1-6-1 普通道路における自動車	174
1-6-2 小型道路における自動車	183
1-6-3 設計車両の最大値を超える車両	186
1-6-4 自転車および歩行者	187
第2章 横断面の構成	
2-1 総則	191
2-1-1 本章の適用範囲	191
2-1-2 基本的な考え方	191
2-1-3 横断面の構成要素とその組合せ	193
2-2 車道および車線	196
2-2-1 車道の構成	200
2-2-2 車線数	200
2-2-3 車線幅員	204
2-3 中央帯	210
2-3-1 中央帯の機能	212
2-3-2 中央帯の設置	213
2-3-3 中央帯の構成	214
2-3-4 中央帯の幅員	214
2-3-5 中央帯の形式と構造	217
2-3-6 中央帯開口部	219
2-4 付加道越車線	223
2-4-1 概説	223
2-4-2 付加道越車線の設置箇所等	225
2-4-3 ゆずり車線	226
2-5 路肩	228
2-5-1 路肩の機能と形式分類等	231
2-5-2 路肩の幅員	232
2-5-3 路肩の省略または縮小	238
2-5-4 路肩の構造	238
2-5-5 路肩と排水施設	238
2-5-6 路肩の側帯	239
2-5-7 保護路肩	240
2-6 停車帯	241
2-6-1 停車帯の設置	241
2-6-2 停車帯の幅員、構造	243
2-6-3 停車帯の運用方法	243
2-7 自転車通行帯、自転車道、自転車歩行者道および歩道	245
2-7-1 概説	245
2-7-2 設置の考え方	248
2-7-3 幅員	256
2-7-4 構造	263
2-7-5 歩行者の滞留の用に供する部分	268
2-7-6 道路交通法との関係	269

— iii —

— iv —

主な機能② 日本道路協会アプリ (windowsPC / MacPC)

3 テキストのコピー＆ペースト

5 スクリーンショット

The screenshot displays the app's interface with a document titled "道路構造令の解説と運用令和3年版(改訂初版)". The left sidebar shows a thumbnail gallery. The main content area contains text and tables. A red box highlights a context menu over a table, with options: "選択範囲をコピー(C)", "すべて選択(A)", "目次を表示(B)", "サムネイルを表示", and "スクロールバーを表示". Another red box highlights a table with columns "区 分" and "路肩に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)".

区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)	
第 2 級 及び 第 3 級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	2.25	1.5
第 4 級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	1

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位:メートル)	
第 1 種	第 1 級 及び 第 2 級	普通道路	1
	第 3 級 及び 第 4 級	普通道路	0.75
第 2 種	普通道路	0.75	0.5
	小型道路	0.5	0.5
第 3 種	普通道路	0.5	0.5
第 4 種	普通道路	0.5	0.5

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩 (第 3 項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩 (同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第 1 種第 1 級又は第 2 級の道路にあつては 1 メートルまで、第 1 種第 3 級又は第 4 級の道路にあつては 0.75 メートルまで、第 3 種 (第 5 級を除く。)の普通道路又は第 3 種第 1 級の小型道路にあつては 0.5 メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第 2 項の表第 3 種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「1.25」とあり、及び「0.75」とあるのは、

区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)	
第 1 種	第 1 級	0.75	0.5
	第 2 級		
	第 3 級	0.5	0.25
	第 4 級		
第 2 種	第 1 級	0.5	0.5
	第 2 級		

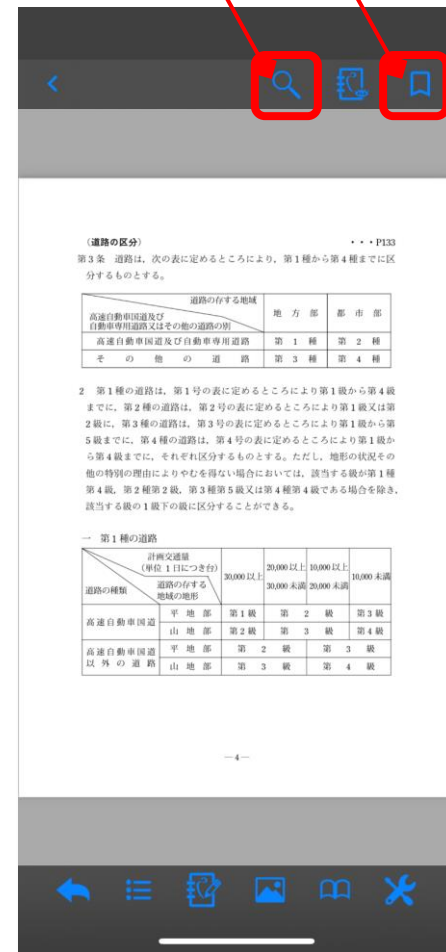
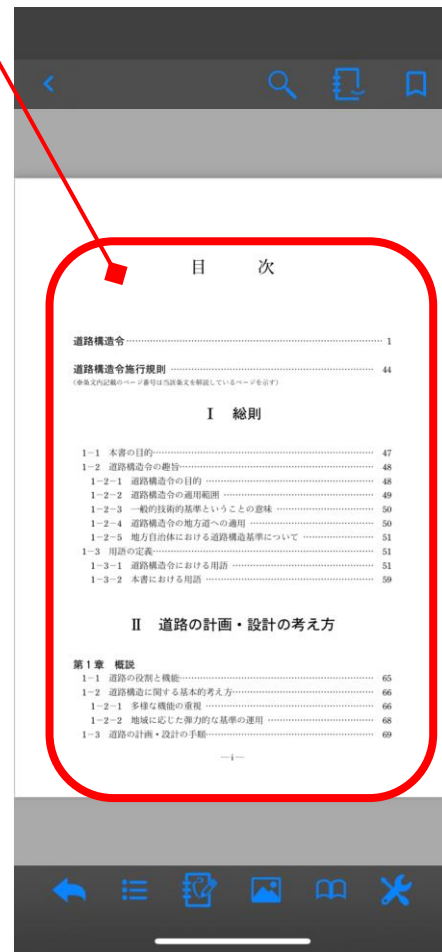
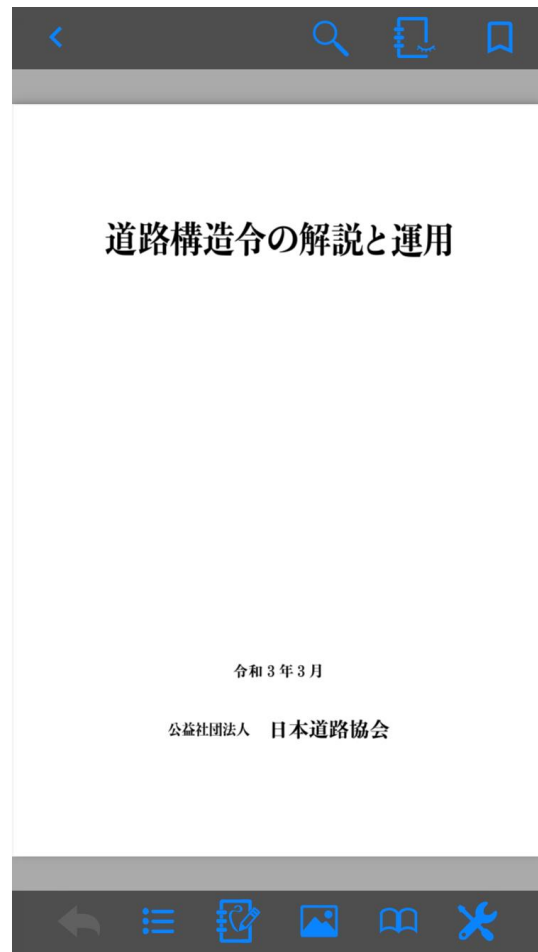
10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、普通道路又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第 2 項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

2 目次から該当ページへジャンプ

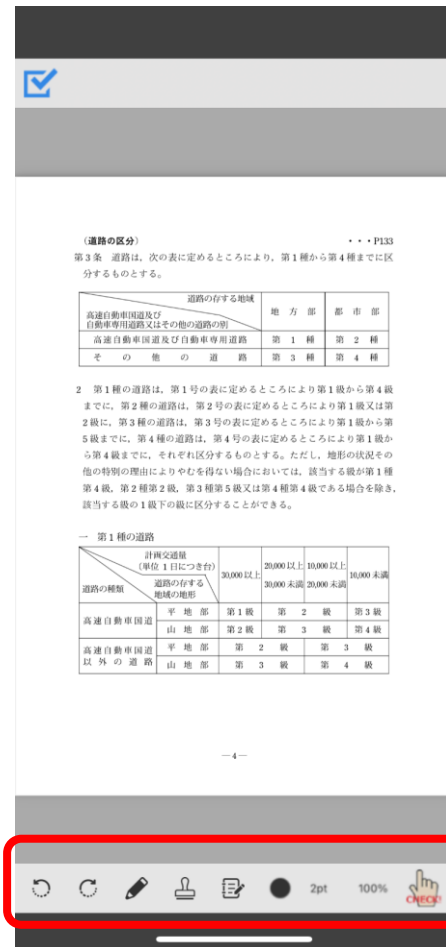
1 索引/キーワード検索

7 付箋



8 拡大縮小：ピンチイン、ピンチアウトで対応

主な機能④ 日本道路協会アプリ(スマホ/タブレット)



ツールバー拡大

9 フリーハンドによるアンダーライン

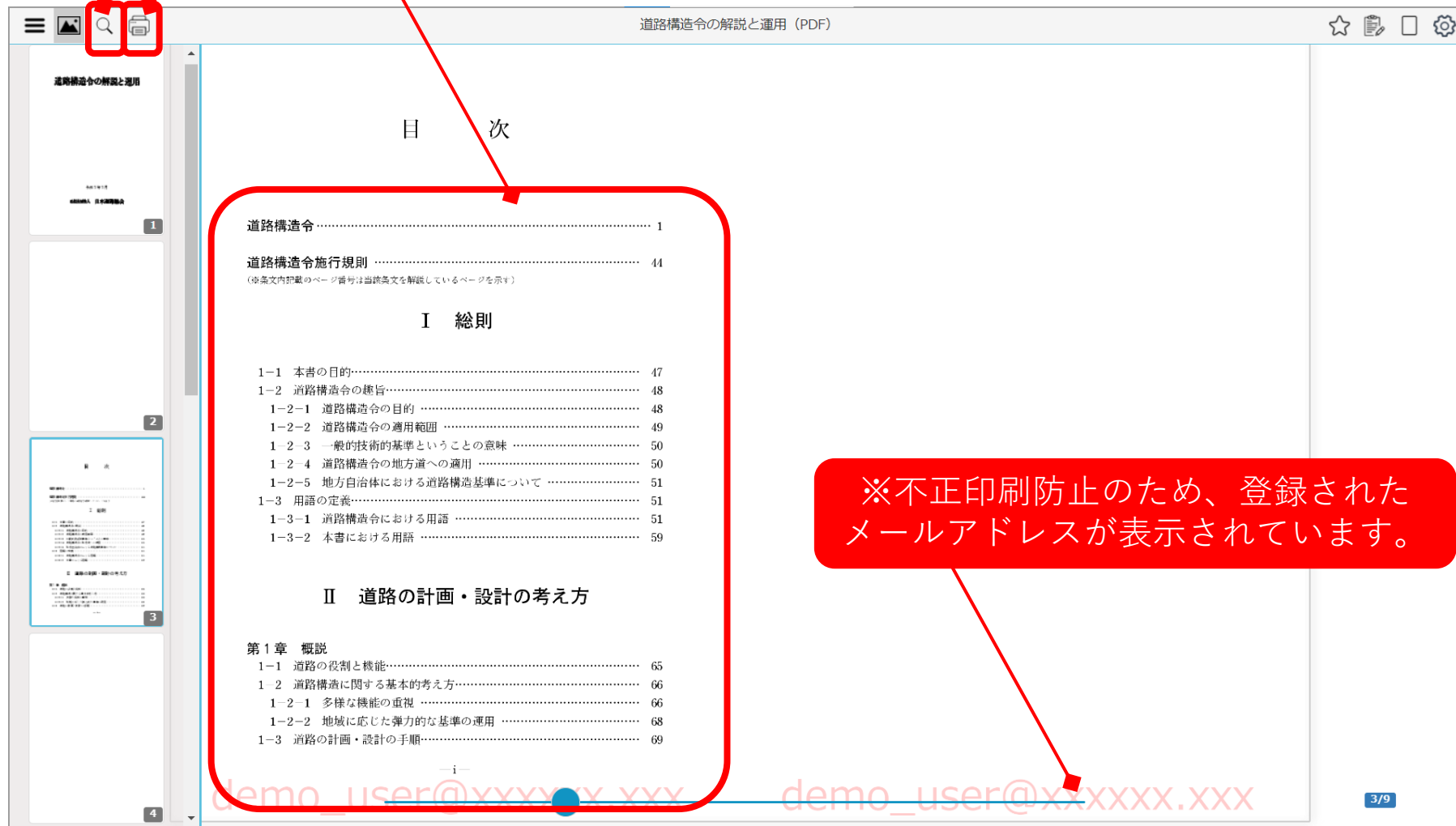
10 キーボード入力メモ



5 スクリーンショット：端末毎の画面キャプチャが可能
※ご利用端末のスクリーンショット機能をご利用できます。

主な機能⑤ ブラウザ(WindowsPC/macPCスマホ/タブレット共通)

- 1 索引/キーワード検索
- 6 印刷
- 2 目次から該当ページへジャンプ



- 8 拡大縮小：画面スクロールまたはピンチイン・ピンチアウトで対応

主な機能⑥ ブラウザ(WindowsPC/macPCスマホ/タブレット共通)

7 付箋

道路構造令の解説と運用 (PDF)

おけるすりつけ区間

(交通安全施設) ……P648

第3条 令第31条の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 乗止
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(防雪施設) ……P697

第4条 令第33条第1項の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 吹きだまり防止施設
- 二 なだれ防止施設

(橋、高架の道路等) ……P644

第5条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

附 則

この省令は、道路構造令の施行の日(昭和46年4月1日)から施行する。

附 則(平成12年11月20日建設省令第41号 抄)

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

図1-4 路線としての整合性

7/9

10 キーボード入力メモ
※入力したメモは印刷時は反映されません

※「メモ・付箋」は同じIDで共有されます。ただし、アプリ版、ブラウザ版間では共有されません。

5 スクリーンショット：端末毎の画面キャプチャが可能
※ご利用端末のスクリーンショット機能をご利用できます。